

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会 議事録

■日時 令和元年6月26日（水）午後2時00分～午後3時35分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池本委員、奥委員、小林委員、高橋委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、宗方委員、森川委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

1 答申

- (1) 「(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書
⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染及び騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。
- (2) 「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書
⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、騒音・振動、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場及び景観の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。
- (3) 「(仮称) 品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価書案
⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、風環境、廃棄物及び温室効果ガスに係る指摘事項について留意するべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 諮問

- (1) 「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案
⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託
- (2) 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案
⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

4 その他

⇒ 「首都高速都心環状線の地下化（神田橋JCT～江戸橋JCT）」特例的環境影響評価書案について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
環境影響評価調査計画書	・羽田空港アクセス線（仮称）整備事業	令和元年5月15日

令和元年度「東京都環境影響評価審査会」第4回総会
速 記 録

令和元年6月26日（水）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

午後 2 時 00 分 開会

○森本アセスメント担当課長 定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、そしてお暑い中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 13 名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

開会に先立ちまして事務局より連絡事項がございます。本日は、答申が 3 件、諮問が 2 件、受理報告が 1 件、その他 1 件で、諮問 2 件と受理報告 1 件については、事業者の説明と、それについての質疑となるものです。案件も多く、最大 2 時間以内をめどに円滑な審議に御協力をいただければと存じます。

それから、本日はペーパーレス会議で進めさせていただきます。本日の審議資料をお手元のタブレット端末にてご覧いただきますので御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日の資料については後日メールで委員の皆様方に送付させていただきます。

それでは、令和元年度第 4 回総会の開催をお願いします。

本日は傍聴の申し出がございますのでよろしくお願いします。

○柳会長 わかりました。それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられますので、「東京都環境影響評価審議会の運営の関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、傍聴を希望される案件が終了され次第、退出されて結構です。

それではただいまから令和元年度東京都環境影響評価審議会第 4 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申 3 件、諮問 2 件、受理報告 1 件、及びその他 1 件を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。この案件については、第二部会で審議していただきましたので、その結果について坂本第二部会長から報告を受けることといたします。よろしくお願いいたします。

○坂本第二部会長 資料 1 をご覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○宮田アセスメント担当課長 3 ページ、資料 1 を読み上げます。

令和元年 6 月 26 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 坂 本 慎 一

「(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

4 ページの別紙をご覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、平成 31 年 4 月 15 日に「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業に」係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動 共通】

本事業では、更新後の処理能力の増加により関連車両の増台が見込まれていることから、現況と施設供用後の関連車両台数の比較を明らかにした上で、主な走行経路における大気汚染及び騒音・振動の影響を予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を

踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○坂本第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、平成31年4月15日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。本事業は現在稼働中の改質固化処理プラント及び計画地近隣で稼働中の排水処理プラントの更新を目的に、計画地内で改質固化処理プラントの建替え及び排水処理プラントの新設を行うものであり、対象事業の種類は廃棄物処理施設の設置でございます。

次に、答申案の内容について説明します。

大気汚染、騒音・振動 共通の意見ですが、本事業では更新後の処理能力の増加により関連車両の増台が見込まれることから、現況と施設供用後の車両台数の比較を明らかにした上で予測評価することを求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、江東区長から意見が提出されております。本件の審議に当たりましたは、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するように求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等ございますでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 お手元のタブレットのほうに答申書を表示させていただいてございます。

それでは、答申書を読み上げます。

31 都環審第 14 号
令和元年 6 月 26 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎

「(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書について答申

平成 31 年 4 月 15 日付 31 環総政第 56 号、諮問第 494 号で諮問があったことについて、
当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほどと同じ内容となります。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 次に、「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書の答申
に係る審議を行います。この案件については第一部会で審議していただきましたので、その
結果について齋藤第一部会長から報告を受けることといたします。よろしく申し上げます。

○齋藤第一部会長 それでは、資料 2 をご覧ください。初めに、部会で取りまとめました答
申案文について事務局から朗読をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 資料 2、6 ページとなります。読み上げます。

令和元年 6 月 26 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋 藤 利 晃

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

7 ページ以降が別紙になります。

第1 審議経過

本審議会では、平成31年4月19日に「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書という。)」について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【騒音・振動】

施設の供用に伴う騒音について、調査地点及び予測地点が不明確であることから、施設や計画地周辺の状況を十分に把握し得る地点を適切に選定するとともに、選定根拠を明らかにした上で予測・評価すること。

【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】

本事業では、いちよう並木のビスタ景を保全し、既存の緑を生かし、新宿御苑から赤坂御用地への連続する骨格的なまとまりのあるみどりを維持・保全するとしている。

これらを勘案し、既存樹木の取扱方針を踏まえた緑化計画を作成するとともに、いちよう並木及び並木東側の植栽樹群等について樹木の保全計画を示し、本事業が神宮外苑の豊かな自然環境に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、適切に予測・評価すること。

【景観】

本事業では、神宮外苑いちよう並木の象徴性を活かしつつ、賑わいをもたらす都市機能の導入を図るとしていることから、新たに建設される商業施設、宿泊施設等がいちよう並木の景観に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、適切に予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は平成31年4月19日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。本事業計画地は神宮外苑17万4,000㎡の土地にスポーツ施設、オフィス、商業、宿泊施設、駐車場等を建築するものであり、対象事業の種類は高層建築物の新設、自動車駐車場の設置でございます。

次に、答申案の内容について説明します。

まず、騒音・振動の意見ですが、施設の供用に伴う騒音について調査地点及び予測地点が不明確であることから、施設や計画地周辺の状況を十分に把握し得る地点を適切に選定し、予測評価することを求めるものでございます。

次に、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通の意見ですが、既存樹木の取扱方針を踏まえた緑化計画を作成するとともに、いちょう並木及び並木東側の植栽樹群等について樹木の保全計画を示し、本事業が自然環境に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう適切に予測・評価することを求めるものでございます。

次に、景観の意見ですが、本事業では神宮外苑いちょう並木の象徴性を活かしつつ、都市機能導入を図るとしていることから、新たに建設される商業施設等がいちょう並木の景観に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、適切に予測・評価することを求めるものでございます。

本調査計画書に対しまして、都民から72件の意見書の提出がありました。また、関係区長である港区長、新宿区長、渋谷区長から意見が提出されております。本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して

評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等ございますでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 お手元のタブレットのほうに答申書を表示させていただいてございます。

それでは、答申書を読み上げます。

31 都環審第 15 号

令和元年 6 月 26 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について答申

平成 31 年 4 月 19 日付 31 環総政第 73 号、諮問第 495 号で諮問があったことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほどと同じ内容となります。

以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 次に、「(仮称) 品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。この案件については、第二部会で審議していただきましたので、その結果について坂本第二部会長から報告を受けることといたします。よ

ろしくお願いいたします。

○坂本第二部会長 資料3をご覧ください。初めに、部会で取りまとめた答申案文について事務局から朗読をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 10 ページ、資料3を読み上げます。

令和元年6月26日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 坂本 慎一

「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価書案書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

11 ページの別紙をご覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、平成30年11月30日に「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価書案書(以下「調査計画書という。)」について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大濃度地点では環境基準を上回り、本事業による寄与率が高く、また到達範囲も広いことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の一層の低減に努めるとともに、事後調査において詳細に検証し、報告すること。

【騒音・振動】

- 1 各街区における建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高いことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査に当たっては、周辺への影響を適切に把握すること。
- 2 関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、夜間において一部の地点で環境基準を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の影響を低減するよう努めること。

【風環境】

本事業では新駅と一体的に広場や歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、広場やデッキ等における環境保全措置を確実に実行するとともに、事後調査においても調査地点を適切に選定し、必要に応じて対策を講じること。

【廃棄物】

計画建物の建設に伴う建設廃棄物等及び事業活動に伴う事業系廃棄物について、建物用途別に排出量、再資源化量等を予測しているが、本事業は、複数の街区が存在しかつ各街区の規模が大きいことから、街區別に排出量、再資源化量等を予測・評価すること。

【温室効果ガス】

- 1 本事業は、C40（世界大都市気候先導グループ）が推進する「クライメット・ポジティブ開発プログラム」に日本で初めて参加が認められた事業であることから、環境

保全のための措置を積極的に導入するとともに、本事業が低炭素都市の実現に向けた先導的な事例となるよう努めること。

2 環境保全のための措置に挙げられている自営電力使用、再生可能エネルギー利用設備等の様々な対策について、導入の結果と具体的な効果を、事後調査において詳細に報告すること。

以上です。

○坂本第二部会長 本事業は港区芝浦港南、高輪及び三田の一部に位置する敷地面積 7.2ha に業務、商業、住宅、ホテル及び駐車場等の複合施設を整備するもので、対象事業の種類は自動車駐車場の設置でございます。

それでは、審議の経過について報告します。

本評価書案は、平成 30 年 11 月 30 日に当審議会に諮問され、第二部に付託されました。それ以降、現地調査、及び部会における 4 回の審議を行い、ただいま朗読いただいたような答申案文として取りまとめることとしました。この間、本評価書案に対して都民から 12 件の意見書の提出がありました。また、関係区長である港区長、品川区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書において事業者の見解が示されております。なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの公述の申し出がなかったため開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議しました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね、東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては関係住民が一層理解しやすいものとなるよう務めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、答申案の内容について説明します。

まず、大気汚染の意見ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において二酸化窒素の最大濃度地点では環境基準を上回り、また、到達範囲も広いことなどから、環境保全のための措置の徹底と、事後調査における詳細な検証と報告を求めるものでございます。

次に、騒音・振動の意見ですが、各街区における建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルの数値が高いことから、環境保全のための措置の徹底と事後調査における周辺への影響の適切な把握を求めるものなど、2 件でございます。

次に、風環境の意見ですが、広場やデッキ等における環境保全措置を確実に実行するとともに、事後調査においても調査地点を適切に選定し、必要に応じて対策を講じることを求めるものでございます。

次に、廃棄物の意見ですが、計画建物の建設に伴う建設廃棄物等及び事業活動に伴う事業系廃棄物について、本事業は複数の街区が存在することなどから街区別に排出量、再資源化量等を予測・評価することを求めるものでございます。

次に、温室効果ガスの意見ですが、本事業が C40（世界大都市気候先導グループ）が推進する「クライメット・ポジティブ開発プログラム」に日本で初めて参加が認められた事業であることから、本事業で低炭素都市の実現に向けた先導的な事例となるよう努めることを求めるものなど2件でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 それでは、ただいまの報告について何か御意見等ございますでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 お手元のタブレットのほうに答申書を表示させていただいてございます。

それでは、答申書を読み上げます。

31 都環審第 16 号

令和元年 6 月 26 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価書案
について答申

平成30年11月30日付 30環総政第535号、諮問第489号で諮問があったことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほどと同じ内容となります。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 それでは諮問に入ります。諮問案件について事務局から提案してください。

○森本アセスメント担当課長 最初に資料4でございます。朗読します。

31環総政第213号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和元年6月26日

東京都知事 小池百合子

記

諮問第499号 「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柳会長 それでは、「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案につきまして事業者の方から説明を受けることといたします。事務局と事業者の方は席の移動をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 会長、もう一件諮問がありますので、そちらの方を先に。よろしくお願いいたします。

○柳会長 はい。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、事務局から資料 5 の諮問につきまして読み上げさせていただきます。

31 環 総 政 第 214 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和元年 6 月 26 日

東京都知事 小池百合子

記

諮問第 500 号 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柳会長 それでは、「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案につきまして、概要の説明をお願いします。

○事業者 それでは、「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」につきまして、事業概要について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

評価書案に沿いまして説明させていただきます。評価書案の 1 ページをお願いします。

事業者の名称は小平・村山・大和衛生組合です。当組合は、小平市・武蔵村山市・東大和市、3 市の一般廃棄物の中間処理を行うために設立された一部事務組合で、現在の収集人口は約 35 万人です。

管理者は、小平市長の小林正則です。

所在地は、小平市中島町 2 番 1 号。小平市の西の端に位置します。

対象事業の名称は、(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業。種類は廃棄物処理施設の設置です。

対象事業の概略としては、組合の所在地である小平市中島町 2 番 1 号に位置する既存のご

み焼却施設及び粗大ごみ処理施設を解体、撤去し、新しいごみ焼却施設の建設を行います。
なお、都市計画の変更はございません。

計画敷地面積は約1万9,800㎡、工事着工年度は令和2年度、施設稼働年度は令和7年度を予定しております。

施設規模は、1日の焼却量118tの焼却炉が2炉、236t。

焼却対象物は、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破碎残渣で、ストーカ式または流動床式の全連続燃焼式です。

17ページをお願いします。事業の目的でございます。23ページの既存施設の配置図もあわせてご覧いただければと思います。現在の中島町における組合のごみ処理施設としましては、粗大ごみ処理施設、3号ごみ焼却施設、4・5号ごみ焼却施設があります。また、東側には温水供給をしているこもれびの足湯があり、組合が管理、運営しております。粗大ごみ処理施設及び3号ごみ焼却施設は稼働開始から40年以上、4・5号ごみ焼却施設は30年以上経過しており、一般的に言われているごみ焼却施設の稼働年数を超え、老朽化が進んでいる状況です。本事業は公衆衛生の向上、二次公害の防止という、従来求められる機能に加えて、熱エネルギーの回収による資源循環型社会への貢献や、低炭素社会実現への寄与、災害発生時に対する強靱性の確保など、多様化、重層化した機能、役割を担う施設として（仮称）新ごみ焼却施設を整備するものでございます。

18ページをお願いします。対象事業の位置を示した地図です。事業地は西武拝島線東大和市駅と玉川上水駅の間、線路の南側に位置します。右側19ページですが、こちらは事業地の航空写真です。計画地周辺には低層や中層の建築物があり、南側に玉川上水緑道、北側に野火止用水緑道がございます。

21ページをお願いします。施設計画としましては、工事期間中も極力ごみ処理を行うため、処理能力の大きい既存の4・5号ごみ焼却施設を稼働させながら工事を進めてまいります。新施設の工場棟の高さとは既存以下の22m、煙突の高さは59.5mとし、工場棟と一体型とする計画となっております。

計画する施設の配置を24ページに示しております。

25ページからは計画施設の立面図及び完成予想図でございます。東西方向に細長い建物となっており、また南側の玉川上水流心から30mの区域は小平市風致地区条例により建物の高さが15m以下に制限されており、一部が建物にかかっております。

28ページをお願いします。表6.2-4につきましては、既存施設と新施設の比較表を示して

おります。新施設の施設規模は既存施設の合計 360t より小さい、236t としております。排ガス処理設備においてはろ過式集じん器に加え、触媒反応塔を設置します。

煙突に関しましては、既存施設では 59.5m と 100m の 2 本ありますが、新施設では 59.5m とします。

33 ページをお願いします。表 6.2-6 は排ガス自主基準値です。法規制値より厳しい自主基準値を設定します。既存の基準値も示しておりますが、より低減した基準値としております。

37 ページをお願いします。エネルギー計画でございます。既存施設では、燃焼により発生した熱エネルギーについては、こもれびの足湯への温水供給に活用しておりますが、新施設においては足湯への温水供給に加えて、既存施設には設置しておりませんが、新たに発電を行ってまいります。

既存施設においては、排ガスの冷却のために井戸水を汲み上げ、噴霧しておりましたが、新施設においてはボイラーを使用し、排ガスを冷却するとともに、蒸気を発生させ発電を行っていきます。このため、地下水の揚水量は現在の 5 分の 1 程度となります。

39 ページをお願いいたします。工事工程の概要を説明します。あわせて資料編を使いまして説明させていただきたいと思っております。資料編の 2 ページをお願いします。まず、令和 2 年度工事着工の予定としておりますが、最初に既存ごみ処理施設を解体します。その場所に、右側 3 ページになりますが、仮設の計量棟と仮設の事務所を設置します。

続いて、資料編 4 ページをお願いします。令和 4 年度当初までに 3 号ごみ焼却施設及び既設計量棟、排水処理施設等を解体し、右側、5 ページのように、その場所に新ごみ焼却施設を建設します。新ごみ焼却施設の完成は令和 7 年 9 月を予定しております。

資料編の 6 ページをお願いします。新ごみ焼却施設が稼働を開始しますと、それまでごみ焼却を行っていた 4・5 号ごみ焼却施設を停止し解体します。その場所に、7 ページのように管理棟を建設します。

8 ページをお願いいたします。最終的には仮設計量棟、仮設事務所棟を撤去し、その場所に駐車場等跡地整備を行い、一連の工事は完了します。全ての工事が完了する時期は令和 9 年度末となっております。

本編にお戻りいただきまして、本編の 52 ページをお願いします。事業計画に至った経緯でございます。既存施設に関しましては、施設の老朽化、旧式化は進行し続けている状況です。組合におきましては平成 26 年に廃棄物処理事業について循環型社会の形成に向けて基本構想を策定しました。この基本構想に基づいてペットボトル及びその他プラスチック製容器包

装につきましては3市で共同処理する資源物中間処理施設を令和元年度から稼働させております。粗大ごみ処理施設にかわる（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設については、整備事業を進め、今年度中に竣工いたします。

ごみ焼却施設に関しましては、平成28年度から「（仮称）新ごみ焼却施設整備基本計画」の検討に着手し、平成29年10月に基本計画案を取りまとめ、11月にパブリックコメントを実施し、平成30年2月に基本計画として取りまとめました。なお、基本計画の検討に当たりましては、平成10年から組織しております組合周辺地域住民、組合及び3市の相互の意見交換及び連絡調整を行う連絡協議会の中で逐次報告をし、意見をいただいたほか、「新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会」を設置し、意見交換を実施しました。

53 ページをお願いします。環境影響評価の項目です。選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合いの活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの13項目です。水質汚濁、地形・地質、風環境、史跡・文化財は選定しませんでした。

説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、本案件は第一部会に付託させていただきましたが、御質問等がございますでしょうか。

○齋藤第一部会長 廃棄物の燃焼のことについて、そして温室効果ガスの排出に絡んで話を聞かせていただきたいのですが、特に燃焼によって出てくる N_2O に関して、今回は排出係数をそのまま使われているような感じなのですが、これは一般の廃棄物を焼却するので可燃ごみプラス、不燃の中での残渣なども入ってくるということなのですが、それを含めても通常の排出係数の中の範囲内で可能なかどうかを確認したいのですが。窒素含有率が高くなったりすることはないのでしょうか。

○事業者 まず、焼却するごみの種類ですが、本編の29ページに処理フローを示しておりますが、この中で焼却ごみにつきましては通常の市民から出る可燃ごみ、それから破碎残渣、不燃ごみと粗大ごみを破碎しまして、鉄アルミを取り除いた残りの残渣分、主にはプラスチック、ガラス、陶磁器が主要なごみの組成となりますけれども、基本的には、量的には市民から出されるごみの量が割合としては非常に多くなっております。

○齋藤第一部会長 第一部会の案件のようですので、またそのときに話を伺いたいと思います。細かいことすみません。この件については後日またお尋ねしたいと思いますので、御

回答を御準備いただければと思います。ありがとうございました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。第一部会の方は部会でお願いしたいのですが、第二部会の方であればお願いいたします。

○宮越委員 先ほど地下水を揚水して使っていて、それが減るということを御説明いただいたと思うのですが、それは具体的に選定した理由、水循環のところに書いてあることと関係しているのですか。

○事業者 揚水量は、現在排ガスを冷却するために日量おおむね500t揚水しております。それで、新しい焼却施設につきましては約5分の1の100t程度となりますので、揚水量が相当少なくなるということがありますので、地盤の関係、水循環の関係にも影響してくるかと考えています。

○宮越委員 ここに書かれている工事の施行中及び完了後は地下構造物の存在であったり、掘削であったり、結構浅いところの話題が多いと思うのですが、今おっしゃっているのは、地下水の揚水はかなり深いところからだと思うのですが、恐らく対象とするものに深度差があると思うのですね。ですからその辺は、この後検討を進める上では、ごちゃごちゃにならないようにきちんと分けて検討されるべきだと思います。

○柳会長 事業者の方、よろしいでしょうか。ただいまの質問について何か回答はありますか。

○事業者 現在、基本的には影響はないと考えておりますが、その点を踏まえて検討させていただきたいと思います。

○柳会長 それでは、次の諮問に移ってよろしいでしょうか。

はい。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

○柳会長 次に、「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案につきましても、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案につきまして、事業者から説明をお願いします。

○事業者 それでは、「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」の環境影響評価書案について説明します。お手元のブルーの冊子になりますけれども、本事業の環境影響評価書案になります。どうぞよろしくお願いいたします。本日は事業計画の内容と項目の選定について説明します。

本編、資料編、概要版の中から、主に本編を用いて説明させていただきます。

まず1ページ目をご覧ください。

事業者の名称は、東金町一丁目西地区市街地再開発準備組合でございます。

対象事業の名称は、東金町一丁目西地区市街地再開発事業。対象事業の種類は高層建築物の新築に該当します。

対象事業の内容の概略は、表に示すとおりです。

飛びまして、事業の概要について説明します。21ページ、22ページに位置図を示しております。計画地はJR金町駅北口から東京理科大学に通じる理科大学通りの西側に位置しまして、南側はJRの変電施設を挟みましてJRの鉄道用地となっております。

計画地の西側は製紙工場の跡地に開発された大規模な集合住宅と東京理科大学の葛飾キャンパス、大規模公園、スポーツ広場などが整備されております。

飛びまして、87ページをご覧ください。計画地を中心とした用途地域を示しております。計画地は近隣商業地域と商業地域に指定されており、計画地の周辺は第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域に指定されております。

戻りまして、計画地の現在の状況について説明します。23ページをご覧ください。計画地の航空写真になりますけれども、①の位置に現在商業施設が1階及び2階で営業しております。その屋上で自動車教習所が併設されておまして営業をしております。そのほか駐車場等がありますが、⑦番に葛飾区立亀が岡保育園とございます。こちらは平成31年3月で、この位置での利用を終えまして、現在は新しい園舎に移転しております。この仮園舎の建物は6月末をもって撤去される予定となっております。

それでは、事業の基本計画について説明します。25ページに配置計画図を示しております。右下の注釈図に緑とオレンジで色分けしておりますが、緑色がA敷地の範囲と呼んでおります。オレンジ色がB敷地の範囲としております。中央の大きなグレーの図にあります計画地の図の中に斜めに青い点線がありますが、こちらでさらに一期と二期の工区に分けております。本事業の計画建物はA敷地の中で一期棟及び二期棟から成る一棟の建物を計画しており、一期工事で一期棟を整備し、二期工事で二期棟を整備する計画です。また、B敷地では、三期工事で地下円筒型の公共駐輪場を整備する計画です。

建築計画の概要は、左の表6.2-1に示すとおりになります。最高高さは、一期棟が約30m、地上6階、地下2階、それから集合住宅が入ります二期棟が約150mとなり、地上38階、地下1階となります。先ほどのB敷地で計画しております地下円筒型の公共駐輪場は地下約25

mの位置まで掘り進む計画としております。公共駐輪場自体はA敷地で約2,000台、B敷地で約1,000台を計画しています。

戻りまして、25ページの図をご覧ください。計画地に出入りします車両は①の位置に示しております位置から集合住宅が出入りします。②の位置で自動車教習所の車両が出入りします。③の位置で商業施設等の車両が出入りします。

続いて、26、27ページをご覧ください。計画地の断面図を模式的に示しております。黄色で示しておりますのが集合住宅、ピンク色が商業施設、そのほか緑色の自動車教習所は商業施設の屋上に教習所のコースとともに配置いたします。駐車場は地下に1層または2層で計画しております。

その後、28ページから33ページにかけて主要階の平面図を示しておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

続きまして、33ページの下に図がございますが、こちらが完成のイメージパースとなります。

続きまして、34ページをご覧ください。駐車場計画を示しております。商業施設などの駐車場は建物内の地下に自走式を計画しております。集合住宅は高層棟の建物内に機械式タワー型駐車場を配置する計画です。

自動車教習所で使用する教習車のほうは、教習時間終了後、屋上のコース内の区画に駐車します。

教習車を除く駐車場台数は合計約640台となります。このほか、荷捌き車両の駐車スペースとして約18台を計画しております。

35ページをご覧ください。関連車両の交通量及び車両動線計画につきましては、工事の完了後における関連車両の主要な走行ルートを決めて36ページに示しております。関連車両はそれぞれ出入口の位置によりまして走行経路が変わってまいります。詳細につきましては資料編の30ページ、それから31ページにルートを示しておりますので、またあわせて御参照ください。発生集中交通量自体は平日で約2,419台、休日で約2,469台と想定しており、こちらには荷捌き車両の134台を含んでおります。

続いて、熱源計画です。37ページになります。熱源は用途ごとに管理区分が分かれる計画としております。使用するエネルギーは電気及び都市ガスを計画しております。空調・換気設備については商業施設、公益施設などの区画ごとに設置し、集合住宅については戸別方式を予定しています。

ガスを熱源といたします公益施設については、ガスコージェネレーションシステムからの排熱を利用した効率の高いエネルギー計画としております。熱源施設の排気口の位置及び高さは、40 ページの図をご覧ください。排気口高さは地上の約 25m の位置で計画しております。

続いて、41 ページに緑化計画を示しております。図面が 42 ページにイメージ図を示しております。計画地周辺に植栽を施すとともに、計画建物の屋上及び壁面に緑化をする計画でございます。先ほどの 33 ページの完成イメージパースとあわせてご覧いただければと思います。

続いて 44 ページをご覧ください。工事の施工計画について説明します。概略の工程は 45 ページの表に示すとおりです。一期工事、二期工事が上の段、2 段目から二期工事の続きと三期工事を表現しておりますけれども、延べで約 100 か月の工事を予定しております。一期工事完了後の建物の供用と二期工事の期間、一期及び二期建物供用時と三期の工事期間が重なる予定です。したがって、工事用車両の出入口付近には交通整理員を配置するなど安全には十分配慮することといたします。

続いて 48 ページをご覧ください。工事用車両について説明します。主な走行経路は 49 ページの図に示すとおりです。こちらの図も一期、二期、三期を重ねた図になっておりますので、詳しくは資料編の 20 ページに一期工事、23 ページに二期工事、28 ページに三期工事の走行経路を示しておりますので、こちらを御参照ください。工事用車両の全工期を通してのピーク時の最大は 1 日当たり 288 台を計画しております。

引き続き、環境影響評価の項目について説明します。62 ページの表をご覧ください。選定しました項目は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤沈下、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの 12 項目となります。

こちらのマトリックスの表の下に小さく注釈をつけてございますが、工事の完了後の「地下駐車場等の利用」とありますが、地下駐車場の走行と教習車のコース内の走行を指しております。また、表の中にあります工事用車両の走行の印のところに※をつけておりますけれども、予測に際しましては、工事用車両のほか、部分的な供用を行った際の関連車両の台数も加味しているという意味でございます。具体的に申し上げますと、将来の基礎交通量に周辺の開発交通量を加え、さらに二期工事中の交通量には一期建物供用時の交通量、三期工事中の交通量には一期及び二期の建物供用時の交通量を加算しています。これに当該工事による工事用車両台数を計上して予測しております。

なお、現況の交通量から現在の自動車教習所における路上教習と店舗利用者の交通量のほ

うは差し引いておりませんので、大気汚染及び騒音・振動で予測を行っている台数は、それらの現況交通量が含まれているものとなります。

63 ページに選定した項目及びその理由を示しております。大気汚染及び騒音・振動の項目については、調査計画書に対する審査意見書を踏まえ、工事中における段階的な施工に対応し、各工期における最大影響を考慮した予測を行っております。また、自動車教習所の供用に関しましては運用の形態に変更はありませんが、コース内の自動車走行により大気汚染物質の煙源の位置、及び走行騒音の音源の位置が変更となることから、これにつきまして予測及び評価を実施しております。

コース外の路上教習に関しましては、路上コース及び台数等の運用面で現況と将来にかかわることがございませんので対象としておりません。

65 ページに選定しなかった項目とその理由を示しております。悪臭については、本事業が高層建築物の新築事業であること、また、現況の商業施設や自動車教習所に対する苦情等が現時点でないことから対象としておりません。

水質汚濁及び地形・地質の項目についても、その要因がないこと。生物・生態系については計画地及びその周辺が市街地であり、まとまりのある生育、生息環境がないことから対象としておりません。

史跡・文化財についても、計画地内にその存在はなく、埋蔵文化財包蔵地も確認されていないことから対象としておりません。

以上、駆け足となりましたが、本日御説明差し上げる内容となります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました東金町一丁目西地区の案件につきましては、先ほど第一部会ということで付託させていただきましたが、何か御質問等ございますでしょうか。それでは、森川委員、どうぞ。

○森川委員 自動車教習所の運営は変わらないという話で、全て小型車で予測しているということなのですが、それは現状も全て乗用車の教習所なのですか。

○事業者 教習自体は普通車のみで、大型車教習等、あと二輪も含めてですが、やっていない状況になっております。

○森川委員 それは変わらないと。

○事業者 それは将来においても変わらないという計画でございます。

○森川委員 わかりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。御発言がないようですので諮問についてはこれで終わりたいと思います。事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は元の席に戻ってください。

○柳会長 それでは、受理関係及びその他について事務局から報告をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 受理関係について報告いたします。お手元の資料6をご覧ください。「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価調査計画書でございます。本件は5月15日に受理してございます。

○森本アセスメント担当課長 続いてその他でございますが、資料7をご覧ください。「首都高速都心環状線の地下化（神田橋JCT～江戸橋JCT）」特例的環境影響評価書案でございます。本件は現在の環境影響評価条例の対象事業ではございませんが、昨年の条例改正により令和3年1月の該当規定の施行後は対象事業となることから、都市計画変更手続に合わせ、条例の規定を参考として特例的に環境アセスメント手続を実施しているものでございます。本件は5月30日に受理してございます。

○柳会長 それでは、「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者から説明を受けることとします。事業者の方は席の移動をお願いします。

○柳会長 それではお願いします。

○事業者 「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」につきまして説明いたします。本日は、事業計画の概要また環境影響評価の項目について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、調査計画書1ページをご覧ください。

事業者の名称は、東日本旅客鉄道株式会社となります。

代表者及び所在地は、表記のとおりでございます。

事業の名称は、「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」、種類は鉄道の建設及び鉄道の改良となります。

続きまして、対象事業の目的及び内容を説明します。2ページをご覧ください。

事業の目的として、当社は図4.1-1に示します羽田空港アクセス線構想の推進を掲げ、今回、このうち橙色で示す東山手ルート及び赤色で示すアクセス新線を整備するものであります。この整備により、広範囲の地域と羽田空港をつなぐ輸送ネットワークの強化が図られ、

羽田空港の機能強化、首都東京のさらなる発展、国際競争力の強化、交流の促進並びに地域の活性化に寄与することを事業の目的としてございます。

次に、事業の内容につきまして4ページをご覧ください。こちらの図面をご覧くださいます。本事業は黒色で示します改良区間約4.7km及び赤線で示す建設区間約5km。場所として、港区に位置する田町駅付近を起点とし、品川区の大井ふ頭に位置する東京貨物ターミナルを経て、大田区に位置する羽田空港新駅までの鉄道路線整備であります。

続いて6ページをご覧ください。事業の概要として、表の中段まではこの後、図を使って説明させていただきますので割愛いたします。駅につきましては、羽田空港新駅のみを整備します。

さらに運転計画ですが、1時間あたり上下合わせて8本、1日当たり144本の計画としてございます。右側の7ページをお開きください。まず初めに、本事業における環境影響評価の考え方を説明します。鉄道事業法の解釈とあわせまして、本事業では新たに鉄道を敷設するアクセス新線を建設区間、これ以外の区間で既存の鉄道施設を改良する区間を改良区間と称します。環境影響評価の実施に当たり、環境省及び国土交通省と協議を行い、法アセスの適用は建設区間、改良区間のおのおのの規模をもって判断し、本事業のおのおのの規模は在来鉄道における法アセスの適用7.5kmに満たないことから、法アセスに該当せずとの見解を受け、東京都条例に基づく環境影響評価を実施することといたしました。

引き続き、事業の計画内容について説明します。事業の特徴から区間を4つに分割しております。ここからは起点側から順に各区間ごとに説明いたします。7ページの図と後ろのページの図を行き来しますけれども、御了承ください。

まず1つ目ですけれども、一番左側です。東海道線接続区間となります。こちらは田町駅付近から地下に線路を移設いたします。東海道新幹線と立体交差後、地上に出て、既設の大汐線高架橋と接続します。9ページをご覧ください。a-a'断面、一番左の断面になりますが、こちらの左側にあります大汐線、それから2つ飛ばしまして東海道線、この間に東海道新幹線が通っております。新幹線と立体交差するためにb-b'断面のようなシールドトンネル構造で計画をしてございます。本区間は用地の関係上、単線区間となっております。その後、地上に出まして、d-d'断面のような既設の高架橋に接続します。

続いて2つ目が大汐線改修区間となります。こちらは同じd-d'断面のように、高架線の既設線を活用するため線路の移設工事はございません。

続いて、11ページをご覧ください。3つ目の区間、東京貨物ターミナル内改良区間です。

この区間の起点方では、現在踏切の部分を立体交差とするために e-e'断面のように既設線を高架上に移設いたします。また、これより終点方は右詳細図のように、地平区間に車両留置線等を整備するための線路移設を行う区間となります。上の航空写真を見ていただきますと、大井ふ頭の中にありまして、コンテナヤードや倉庫群が集中する地域となっております。

一度、7 ページに戻っていただきます。最後に一番右側のアクセス新線区間でございますが、ルートについては野鳥公園の付近を通過し、京浜運河及び京浜島を通過、さらに運河を経て空港島に入ってまいります。この区間の 5 km の大半がトンネル構造となります。運河や公益施設の杭等を避けるような深さで計画をしてございます。

13 ページをご覧ください。航空写真で示しますように、市場、清掃工場といった施設、また、倉庫及び空港施設の集中する地域となっております。こちらの区間では 2 種類のトンネル構造を計画しています。東京貨物ターミナルから空港駅手前までは g-g'断面のようなシールドトンネルとなります。横方向に掘削をしていき、トンネルの土砂は発進立坑から発生します。駅部については開削トンネルで、地上から掘削を行い、構造物をつくります。

続いて、概略の施工方法を説明します。18 ページをご覧ください。本事業における工事内容で大半を占めるのがトンネル工事と考えております。発進立坑はこの図の青丸の箇所のうち、No.2 と No.5 となります。これ以外の土砂及び資材の搬出箇所を含めて計 7 か所の工事用車両出入口を計画しています。想定される工事用車両ルート及び現況交通量についてあわせて図のほうに表示させていただいております。

左側の 17 ページをご覧ください。下の表で、本事業で発生を想定する工事用車両台数及び主な走行ルートにおける現況交通量、並びに増加割合を整理しております。

事業計画については以上です。

○事業者 次に 102 ページ、第 7 章、環境影響評価の項目の説明をいたします。

環境影響評価の項目は、表 7.1-1 に示しますとおり、騒音・振動、地盤、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の 8 項目でございます。

104 ページ、表 7.1-2(1)をご覧ください。選定した項目及びその理由で、主なものを説明します。

まず、騒音・振動です。工事の施行中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、工事の完了後の鉄道騒音・振動を選定してございます。工事用車両の走行における騒音・振動については、周辺が国道 15 号や 357 号という交通量の多いところでございますので、影響は大きくないということで予測の対象としておりません。

次のページの生物・生態系につきましては、事業区間内には東京港野鳥公園があり、周辺にも野鳥の生息環境が存在することから選定してございます。こちらの既存資料調査には、事業者による調査も含んでございます。

景観は、東京貨物ターミナルの新たな高架橋やトンネル部の換気施設などが景観に影響を及ぼすことが考えられるため選定してございます。

史跡・文化財は、事業区間及びその周辺に埋蔵文化財包蔵地が存在することから選定してございます。

自然との触れ合い活動の場は、京浜島つばさ公園付近に中間立坑を計画していることより選定してございます。

次のページです。106 ページ、表 7.2-1(1)をご覧ください。選定しなかった項目及びその理由で主なものを説明させていただきます。

まず、大気汚染ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染については、建設機械の同時稼働数が少ないこと、工事用車両の走行に伴う大気汚染につきましては、周辺の交通量の多いところであり、影響が大きくないことから選定してございません。

土壌汚染につきましては、現在の鉄道敷地において、これまでの土地利用において土壌汚染の可能性が小さいこと、建設区間には、形質変更時要届出区域が存在しますが、シールドトンネルで通過する深度 40m付近は土壌汚染の可能性が小さいことから選定してございません。

日影、電波障害につきましては、新たな高架橋ができる箇所においては、影響は、事業用地内または隣接する道路内に収まると考えられたため選定してございません。

風環境につきましては、高架橋の高さが最大 8mであることなどから選定してございません。

概要の説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましては、本案件自体は第二部会に付託させていただいておりますけれども、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。御発言がないようですので、概要説明につきましてはこれで終わりたいと思います。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

○柳会長 引き続きまして、その他、「首都高速都心環状線の地下化（神田橋 JCT～江戸橋 JCT）」特例的環境影響評価書案の概要説明をお願いしたいと思います。事業者の方、どう

ぞよろしく申し上げます。

○事業者 どうぞよろしくお願ひいたします。お手元の白い冊子をお願ひしたいのですが、「特例的環境影響評価書案―首都高速都市間環状線の地下化(神田橋 J C T～江戸橋 J C T)」という冊子です。その 1 ページをお開きください。

事業予定者は、首都高速道路株式会社で、事業の名称は首都高速都心環状線の地下化（神田橋 J C T～江戸橋 J C T）。

事業の種類は道路の改築です。

下の表 3-1 事業計画の概要をご覧ください。都市計画道路名は「東京都市計画道路 都市高速道路第 4 号線」、「東京都市計画道路 都市高速道路第 4 号線分岐線」、「東京都市計画道路 都市高速道路第 6 号線」で、東京都千代田区大手町二丁目を起点とし、中央区日本橋小網町を終点とする約 1.8 km の事業でございます。

道路規格については、道路構造令に定められました道路の区分のうち、第 2 種第 2 級の道路で、車線数は往復 4 車線。標準的な道路幅員は 8.5m、設計速度は時速 60 km です。道路構造については、現在は嵩上げ式ですが、こちらを地下式、嵩上げ式、地表式に変更するものです。

続いて、5-1 ページをご覧ください。対象事業の目的及び内容でございます。現在の首都高速都心環状線（神田橋 J C T～江戸橋 J C T）は、昭和 39 年の東京オリンピックに向けまして日本橋川の上部空間を利用して建設したものです。開設から 50 年以上経過しまして、過酷な使用状況であることから、コンクリート床版のひび割れや鋼桁の疲労亀裂などの損傷が多数発生しておりまして、長期的な安全性を確保するために構造物の更新（造り替え）が必要となっております。

一方、日本橋川周辺におきましては国家戦略特区の都市再生プロジェクトが立ち上がっておりまして、まちづくりの機運が高まっているところです。この機会を捉えまして、構造物の長期的な安全性の確保とともに、国際金融拠点にふさわしい品格のある都市景観の形成、歴史や文化を踏まえた日本橋の顔づくりに向けまして、現在の都心環状線の交通機能を確保しつつ、まちづくりと連携しながら、地下化に向けて取り組むものです。

それでは、5-4 ページをお開きください。こちらが計画道路の位置図です。計画地は千代田区と中央区にまたがっておりまして、日本橋川の上空に位置してございます。また、南西側には東京駅があるような位置関係です。

5-6 ページをご覧ください。上段が変更前の首都高の平面図で、中段が変更後の平面図、

下段が縦断図となっております。上段の平面図で黄色で示されている区間が現在の首都高のルートです。こちらを中段の赤色で示しているルートに変更しまして、下段の縦断図をご覧くださいなのですが、黄色の高架から赤色の地下化という形に変更するものです。地下化となる区間は、縦断図の左側から、まずJR線の下を潜りまして、その後、地下鉄などを避けながら江戸橋JCTの付近で地上に上がりまして、縦断図の右側で都市高速道路6号線と接続するという計画でございます。

続いて、5-10ページをお開きください。こちらが日本橋周辺の、上が現在の状況、下が地下化された後のイメージ図でございます。

隣の5-11ページ、表5.3-1 主な工事区分の概要でございます。本事業の工事はトンネル、擁壁、高架、換気所、及び高架（撤去）の5種類で構成されてございます。

事業区間の延長約1.8kmのうち、地下化の工事区間が延長約1.4kmで、トンネル区間が延長約1km、擁壁区間の延長約0.2km、高架区間が延長約0.2kmとなっております。また、地下化後の高架区間の撤去が延長約1.8kmとなっております。

次に、1枚おめくりいただきまして、5-12ページの下段に、今申しましたそれぞれの工事の区分を図で示しているところです。

続いて、5-13ページの施工方法をご覧くださいませでしょうか。初めにトンネルの施工についてです。本事業のトンネル区間の大部分はシールドマシンで掘進しまして、躯体を構築してまいります。この施工方法は地表面への影響がほとんどございませんで、安全に工事が進められることから都市内の工事でも多用されているものでございます。

5-14ページ、開削区間です。開削区間は地上から土留壁を地中に設置しまして、順次掘削しながらトンネルを構築してまいります。その後、埋め戻し、舗装工・設備工を実施します。

5-15ページの非開削区間ですが、開削が困難な箇所について函体推進工法としてハイプルーフ工を実施しましてトンネルを構築します。この施工方法は史跡である常盤橋の周辺での採用を予定してございます。

続いて、5-16ページの擁壁区間についてです。擁壁区間は地上から土留壁を地中に設置し、順次掘削しながら擁壁を構築してまいります。その後、舗装工・設備工を実施します。

5-17ページの高架区間ですが、高架区間は初めに橋台・橋脚の基礎杭を施工し、それぞれの躯体を構築します。その後、桁を架設し、床版工、舗装工・設備工を実施するものでございます。

次に、5-18ページの換気所です。現在あります常盤橋の換気所を撤去して、新たに建て替

える予定となっております。

5-19 ページの高架（撤去）についてですが、上部工の撤去として、高欄や床版の撤去を行い、その後、桁を切断・撤去いたします。さらに下部工の撤去として、橋脚及び基礎杭の撤去を行うものです。

続いて、5-22 ページをご覧ください。表 5.3-3 の作業工程についてです。一番下の工程表をご覧くださいなのですが、初めにトンネル工事の準備工として、既設高架の一部撤去等を実施いたします。こちらはおおむね 4 年間を見込んでおります。その後、シールド工や開削工などを実施するトンネル工事をおおむね 10 年間行います。トンネルの構築と同時に、擁壁の構築や現在の常盤橋換気所の建て替え、事業区間外の首都高 6 号線に接続するための高架工事を実施するものでございます。最終的には既存の高架の首都高を撤去して完了となります。ここまでおおむね 20 年間を見込んでいるところでございます。

続いて、5-26 ページの計画交通量をご覧ください。江戸橋 JCT 付近では都心環状線等、4 つの放射方向の路線が分岐合流していることから、交通が集中しまして渋滞が発生しております。今回の地下化によりまして江戸橋 JCT の都心環状線の連結路を整備しないことで、都心環状線の機能を八重洲線側に転換しまして、江戸橋 JCT 付近の交通の円滑化を図るといったものです。

続いて、6-3 ページ、選定しました環境影響評価の項目とその理由をご覧ください。選定しました項目は大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染など記載しております 10 項目でございます。

選定した理由として、大気汚染については、工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行並びに工事の完了後における自動車の走行及び換気所の供用に伴う排出ガスが大気質に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測評価項目として選定しました。

続いて騒音・振動ですが、工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音・振動レベル、並びに工事の完了後における自動車の走行及び換気所の供用に伴う騒音・振動レベル、低周波音圧レベルが生活環境に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、こちらも予測評価項目として選定してございます。

続いて、水質汚濁です。工事の施行中における建設機械の稼働に伴う濁りの発生が水質に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測・評価項目として選定しております。

次に、土壌汚染です。工事の施行中における掘削工事等の実施に伴い発生する建設発生土

及び浚渫土による土壌汚染が、生活環境に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測・評価項目として選定しております。

その他、地盤、水循環などの項目の選定理由につきましては、表 6.1-2 に記載しているとおりでございます。

次に、6-4 ページをご覧ください。選定しなかった項目及びその理由でございます。選定しなかった項目につきましては、悪臭、地形・地質、日影、電波障害など 7 項目です。選定しなかった理由については、表 6.2-1 記載のとおりでございます。

概要の説明は以上でございます。

○柳会長 事業者の皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、事業者の方は席の移動をお願いします。

○柳会長 受理報告、その他については以上となります。

そのほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。

○柳会長 それでは、傍聴の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後 3 時 35 分 閉会)